

局地激甚災害指定へ

小山基準緩和の閣議決定

【小山】公共土木

公共土木施設等に

施設等に係る局地激甚災害指定基準の指定について、今日七日に開かれる閣議で決定される予定。台風九号で被害を受けた小山町は現行の基準では局激の指定を受けることはできなかったが、緩和されることで基準を満たし、指定を受けられる見通しが立った。

係る局地激甚災害指定基準の改正は、近年局地的豪雨等が増える傾向にある中、過疎地域など財政規模乃小さい市町村を中心に、局地的ではあるが大きな被害が発生している。このような財政規模の小さい市町村は、一般的には財政力が弱く、現行の局激指定基準

(査定事業費の標準税収入割合五〇%)以下であっても重い負担となることが多いことから、指定基準の見直しについて検討してきた。見直しの内容は、標準税収入が五十億円以下の市町村において発生した災害で、災害復旧に係る査定事業費が二億五千万円を超え、かつ、そ

の標準税収入割合が二〇%を超える市町村を局地激甚災害の対象に追加する(標準税収入五十億円から百億円の市町村についても均衡上、標準税収入規模に同じ調整措置)。

基準改正で局地激甚災害の対象となる見込みの災害として、平成二十二年台風九号の小山町、平成二

十二年梅雨前線豪雨の岐阜県八百津町と広島県庄原市、平成二十二年奄美地方豪雨の鹿児島県奄美市と瀬戸内町。

地元選出の細野豪志衆議院議員は発災直後から小山町を訪れ、災害対策本部の激励、被害現場の視察、ボランティアとして被災者の支援など積極的に活動し、小山町長からの局激指定に関する要望を何回となく受けるとともに、基準緩和に向けて防災担当大臣はじめ関係各所に働きかけを行ってきた。